一　保安林の所在場所　長野県大町市社字籠山三一二五の一、三一二五の二、三一二六、字小藤切三一二七の一、字藤ノ切三一三〇・三一三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一三一のイ、三一三二、三一三四から三一四四まで、字山ノ神三一二八、三一二九、三一三五、字切山三一四五から三一四七まで、三一五〇、三一七二から三一七五まで、三一七七のイ、三一七七の口、三一七八、字鉄景三一七九、三一八〇の一、三一八一、字長嵐三一二九（次の図に示す部分に限る。）、字滝ノ入三二三〇・三二三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三二三二、三二三八、字石原三二三九・三二四一・三二四四の口（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二四〇のイ、三二四〇の口、三二四二のイ、三二四三、三二四四のイ、字石原坂三二五二から三二五七まで、字切山口三二五八、字山ノ神社三二六一、字北沢三三二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字伊那富字大平沢四二八九、四二九一、四二九二から四二九四まで・四三〇一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四二九五、四二九七、四二九九、四三〇〇、四三〇二、四三一二、四三一四の口

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県上田市武石上本入字小原一四〇八の二〇、一四〇八の二二、一四一五の五一、一四一五の五二、一四一五の八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　長野県飯田市上村四二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月五日

農林水産大臣　西川　公也

一　㈠　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字桃ノ木越乙九一三、乙九一七、乙九一九、乙九二五、乙九二七、乙九三二、乙九三三の三、乙九三三の五、乙九三三の七から乙九三三の九まで、乙九三三の一一、乙九三三の一六、乙九三五の二、乙九三八の三、乙九五八の一、乙九五九の四、字才連乙一〇三二の八、乙一〇三二の一〇、乙一〇三三の一六、乙一〇三三の一七、乙一〇三三の一九、乙一〇五三の二、字茶ノ木越乙一〇七一、乙一〇七五、乙一〇七七、乙一〇八二、乙一〇九六、乙一〇九七、乙一一〇九、字狸谷乙一五三から乙一一五五まで、乙一一五七、乙一一五八の一、乙一一五八の二、乙一一五九の二、乙一一六〇、乙一一六一、乙一一六三、乙一一六四、字大城戸乙一一八二、乙一一八六、乙一一九四、乙一一九九、字広川原乙一二〇九、乙一二一一の一、乙一二一一の二、乙一二一二の一、乙一二一三の二、乙一二一三の三、乙一二一四、乙一二一五の一、乙一二一九、乙一二三四の二、乙一二四八の三、乙一二四八の五、乙一二四八の六、乙一二五八の五、乙一二六一、乙一二七七の一、乙一二八一の一、字広川原下乙一二九二の一、乙一二九六の一、乙一二九八、乙一三〇〇、乙一三一〇の二、乙一三一二の一、乙一三一二の二、乙一三一三、乙一三一八、字牛ノ岳乙一八九八、乙一九〇五の二、乙一九〇六、乙一九一四の一、乙一九一四の二、乙一九一七の二、乙一九二五の一、乙一九五三の三、字突ノ谷乙二〇〇五、乙二〇一七、乙二〇二〇の一から乙二〇二〇の三まで、乙二〇四六、乙二〇四八、乙二〇四九、乙二〇五五から乙二〇五八まで、字櫨場乙二〇六六、乙二〇七〇、乙二〇七六、乙二〇七八、乙二一〇〇の三、乙二一〇四の三、乙二一〇四の五、乙二一一〇の二、乙二一一〇の三、乙二一一一の一、乙二一一三の一、乙二一一五の一、字大尾乙二一一七の二、乙二一二三の一、乙二一二四の一、乙二一三一、乙二一四一の二、乙二一四六の二、乙二一五三、乙二一六〇、字松ノ尾乙二一七八の一から乙二一七八の三まで、乙二一七八の五、乙二一七九の一、乙二一八一、乙二一八四、乙二一八八の一、乙二一八九、乙二一九一の一、乙二二〇五の一、乙二二〇六から乙二二〇九まで、乙二二一一、乙二二一二の四、乙二二一三、乙二二一四の三、乙二二一六の一、乙二二一七の一、乙二二三五の一

㈡　指定の目的　水源の涵養（かん）

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字狸谷乙一一四〇、乙一一四三、字広川原乙一二七一、乙一二七五、乙一二八三、乙一二八八の三、字広川原下乙一三一五の三、乙一三二二の一、乙一三二二の二、字城戸乙一三二九の二、乙一三三二の四、乙一三三四の一、乙一三三四の三、乙一三三五の一、乙一三三五の二、乙一三三五の四、乙一三四六の一、乙一三五一、字堀切乙一三七〇の一、乙一三七〇の二、乙一三七六、乙一三七八、乙一三八〇の一、乙一三八三、乙一四一一の二、字藤ノ元乙一四二三の一、乙一四二九の五、乙一四三二の一、乙一